

歌でつなぐ憲法の話 2017年9月16日 資料

歌い継がれた the People の歌

志田陽子 武蔵野美術大学（憲法）

※このプログラムは、武蔵野美術大学教育改革助成 2017 年度「美術教育の一環としての
法学・社会倫理教育の改善」の活動として行っています。

「レ・ミゼラブル」と「夢やぶれて」

（訳詞 志田陽子）

憲法の話：「流れを変えるぞ！」と決心し、希望をもって行動した人々が、一筋縄ではいかない現実に直面して打ちひしがれる。世界の憲法の歩みは、何百年もの時間をかけて、そういう試行錯誤の中で作られてきました。ユゴーの小説「レ・ミゼラブル」は、フランス革命後の悲惨な社会状況を「もう一度変えたい」と考えて立ち上がった人々の、希望と悲劇を描いた物語です。この物語の中の主要人物はほとんど死んでいきますが、その後、世界は二百年の時間をかけて、彼らが願った福祉のある社会、人権侵害を防ぐルールを持つ社会へと発展してきました。その中で、どうしても、素直な歩みにならないのが平和構築の課題です…

Amazing Grace

Amazing Grace, How sweet the sound, That saved wretch like me

I once was lost but now I'm found, Was blind but now I see

（なんて美しい音色だろう。私はかつて道を誤ったが、今は自分が盲目だと知り、目が開かれた。）

There was grace that taught my heart to fear, And grace my fears relieved

How precious did that grace appear, The hour I first believed

（恐れることを知り、恐れから解放されること、それが初めの一歩だと教えられた。）

憲法の話：人間は平等である、不当に拘束して奴隷として使ったりしてはいけない、ということは、今では「日本国憲法」18条（奴隷的拘束の禁止、意に反する苦役の禁止）や14条（法の下での平等）や27条、28条（労働者の権利）で保障されている当たり前のルールです。しかし、このルールを確立するにも、人類は大変な時間と労力を必要としました。奴隷制と奴隷貿易は、大変な利益を生み出す産業だったからです。

18世紀末から19世紀にかけて、これを禁止するルールを作るために、イギリス議会で少数派の議員たちが生涯を賭けた様子が映画『アメイジング・グレイス』に描かれています。こうした奴隷制廃止運動の中で歌われたシンボル・ソングが Amazing Grace です。もとは讃美歌でしたが、そのメロディに、元奴隷船の船長だった人物が、自分の過去を悔いて作った歌詞を載せました。その歌詞が、今でも、多くの人によって歌い継がれています。

憲法の基本の話①歴史と向き合う憲法か、歴史から逃げる憲法か

憲法の誕生日は？ 1946年11月3日「文化の日」と1947年5月3日「憲法記念日」

「文化国家」とは何だろうか。

①「軍事国家」からの卒業、脱却。②では、どんな国家が「文化国家」の中にふさわしい国家なのか、ということは、将来に向けて開かれた問い。みんなで考え、作り上げていくもの。憲法前文「民主主義と国民主権」 「憲法を守るだけでは生活は守れない」。その通りです。ではどうしたらいいか。それは国民みんなで考える。その国民の権利を奪ってはいけないのです。下からの知恵と努力を無にしないこと。それを国家と国民をつなぐルールとして確認しているのが、国民主権と民主主義です。

憲法前文 歴史の反省と「自由・平等」 人類は歴史から学ぶ知性を持っています。二度と繰り返してはならない出来事を記憶し、良いものは引き継ぎ発展させていく。それは「自虐」ではなく知性です。自由が奪われていた人々のことや、平等な扱いを受けられずに人生を終えていった人々のことを考える想像力があってこそ、現在の「自由・平等」の意味が理解できます。

朝日の当たる家 The House of Rising Sun アメリカ民謡

私が着いたのはニューオーリンズの 朝日が当たるという 地の果ての家

暮らしを省みない男と連れ添い 痛みに気がつけば 家を出ていた

汽車に乗って汽車に乗ってまた汽車に乗って 乾いた暮らしを繰り返す 光は何処に

ときおり 思い浮かぶのは 故郷の青空と ホームに独り 踏み出した 足の痛さ

誰か 妹に 伝えておくれ この家に来てはならぬと 会いたいけれど

私が着いたのはニューオーリンズの 朝日が当たるという 地の果ての家

(伝承民謡の歌詞からの訳。浅川マキ訳を参考にしています)

憲法の話：夫がギャンブルに明け暮れ、生活費を家に入れてくれず、妻を殴る。そんな毎日に耐え切れずに家を出た女が身を寄せることのできた場所は、この売春宿だった。この歌の原曲は、そんな内容の歌です。作者不詳の伝承民謡として歌い継がれてきたということは、このような人生を生きた人が少なからずいた、ということでしょう。このような現実が世界中にあり、これを軌道修正するために、家庭内暴力(DV)防止法や、国連女子差別撤廃条約があります。そして日本国憲法24条も、家族・婚姻の制度を存続させつつ、女性がこのような従属的状态に置かれるような制度とならないように、国家に対して命じています。女性にとっての安全で平和な生活とは、まず、こうしたところを是正することから始めなければならなかったのです。

Over the Rainbow (虹の彼方に)

Somewhere over the rainbow Way up high

There's a land that I heard of Once in a lullaby

Somewhere over the rainbow Skies are blue

And the dreams that you dare to dream Really do come true

…If happy little bluebirds fly, Beyond the rainbow why, oh, why can't I

(虹の彼方に夢の国があるという そこでは真剣に夢見たことは本当になるのだという。
鳥たちが虹を超えて飛んでいく、私だってきっとそこへ行けるはず。)

憲法の話：これは映画「オズの魔法使い」の主題曲です。「虹」が多様性を表すシンボルであることから、マイノリティの権利と多様性を訴える集会イベントでは、よく虹の絵とこの曲が使われます。とくに LGBT（性的マイノリティ）の権利を訴える「ゲイ・パレード」では、この曲がよく使われたといえます。

2015年3月23日、東京都渋谷区の「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に関する記者会見で、渋谷区長はこう発言しました。「…性的マイノリティの問題（を抱える）子どもたちは温かい理解を得られず、異端視され、揶揄、嫌悪の対象とされるため、あるがままで生きること恐怖心を持ち、未来の展望を描けず、孤立しています。それゆえ、早い段階から教育や職場などの社会において、人間の性の多様性について肯定的な啓発が重要です。区も社会も国も、これらの声のあげられない人々にあたたかいメッセージを発信し、性的マイノリティの子どもたちの自尊心や自己肯定感を高め、合わせて人権感覚をうむ大切な機会にしなければいけません。」

提出された条例は可決後、同年4月1日に施行され、全国で初めての「同性パートナーシップ」を認める条例となりました。

家族とは、婚姻とは何か。憲法24条は、その答えを言っていません。それは各人がそれぞれに追求してよいものだからです。憲法はただ、そこに不平等な関係を固定させるような法律（制度）を持ち込んではいない、と国家に命じているのです。

Danny Boy

(訳詞 志田陽子)

Oh Danny Boy 笛の音が響く 谷から山を越えて

夏の花が散りゆく頃に あなたは旅立ってゆく

夏の野にも 雪の日にも お日さまがどこにいても

私は ここにいるからね Oh Danny Boy、Oh Danny Boy、 I love you so.

Oh Danny Boy 遠い日にいつかあなたが帰る時には

夏の花は散りゆく頃で 私は旅立っている

私の眠る墓に来て あの日を 思ってくれたら

私は ここにいるからね そしたら 安らかに眠ろう

傷ついて帰ってきても 故郷は あたたかい

I'll be here in sunshine or in shadow, Oh Danny Boy、I love you so.

憲法の話：この歌は、民謡（「ロンドンデリーの歌」）に歌詞をつけたものと言われています。恋人に別れを告げる歌とも、出稼ぎに行く息子を送り出す親の心を歌った歌とも受け取れます。アメリカは世界史の中でも戦争を多く行い、戦死者を多く出してきた国と言えますが、その中で、この歌も戦死して還らなくなった子を悼む歌として受け止められるようになりました。

戦勝国の兵士たちの中にも、帰還後も戦闘加害者としてのトラウマから PTSD という症状を抱え、日常生活に「還れなくなった」人々がいます。

私たちは、「還れなくなる人々」を出し続けながら自分たちの身の回りの安全と利益を追求するだ

けで良いのでしょうか。

日本国憲法前文にある「平和のうちに生存する権利」について考えてみましょう。自国民のことだけでなく「全世界の国民」の権利として明記されています。そこには、被害者とならない権利とともに、加害者とならない権利も含まれます。

憲法の基本の話② 「平和のうちに生きる権利」と9条「戦争の放棄」の意味

「平和的生存」を守る方策として、日本は「戦争はしない、戦争の道具は持たない、戦争を行う権利も封印する」という選択をしました。これを実現するには、日本は世界に向けて働きかける役割を担わなければなりません。日本はその課題を担う責任を果たしてきたでしょうか。これからは、この課題にどう取り組んで世界の理解を得るか、私たち自身が考えていく時代です。

憲法 13 条「個人の尊重」と「幸福追求権」 私たち一人一人は どこかの国の国民である前にさまざまな現実を生きる「個人」である、という考え方を、現在の憲法はとっています。この考え方が利己主義的な社会を招くというのは誤解です。まず個人として考えることのできる人が、市民として国民として考えを持ち寄り、話し合っ、答えを出していく。これが民主主義の考え方です。

虚空の名前

作詞・作曲 志田陽子

あの空の色の 名前を あの日 あなたが教えてくれた
私が立ち止まった理由を聞かずに 二人 あの空を見ていた

いつ分かれ道が くるのか あの日 あなたは言わずに笑った
私が手を伸ばした理由を 咎めずに 二人 細い道を歩いた

あのときは それが最後だと知らずに 風が吹くのに 身をまかせて
ありがとうと 背を向けた あなたの名前を聞くのを忘れていた
虚空の名前だけが てのひらに残った

憲法の話：空は、太古から、人々の憧れの対象です。その空が、環境汚染や軍事利用によって刻々と変質してきました。宇宙開発も、1960年代には軍事目的（ミサイル技術開発）から始まりましたが、その後、宇宙の利用を平和目的に限定する努力が重ねられてきました（1967年宇宙条約など）。しかし現実には、私たちの頭上の空と宇宙は、軍事技術空間へと変貌しつつあります。こうした問題は国際法（条約）の問題と考えられ、憲法の問題としては扱われてこなかったかもしれませんが、今後、私たちは、頭上の《空》の安全を人権の問題として考えなければならない時代を迎えることになるかもしれません。この流れの中で、空と宇宙を愛する科学者たちが、今、軍事研究問題の前で、苦悩しています。被害を受ける人々の人権の問題と科学者の研究内容とが遠く分断され、関連が見えなくなっているのが今日の社会ですが、そのつながりを認識する《科学者の良心》を、「学問の自由」を保障する日本国憲法の中でどう位置づけていくべきか、考える時期にきています…

Imagine

※著作権に配慮して、要旨の訳（志田陽子訳）だけを載せます。

天国も地獄もなく、大空だけが広がっている世界を思い浮かべてみよう。

そのために命を犠牲にして殺し合いをしなければならないような国家や宗教などがなくて、みんなが平和に暮らしているところを思い浮かべてみよう。

大切なものを「誰のもの」って取り合う世界ではなく、貪欲や飢えを乗り越えて、人々が世界をシェアしている世界を思い浮かべてみよう。…

憲法の話：この曲はすでに、ある時期流行したポピュラー・ソングという位置づけを超えて、平和や共存を願う人々に歌い継がれる普遍的な歌になったと言えます。この歌の作者の1人であるジョン・レノンは1980年12月8日、40歳の若さで射殺されてしまいます。動機は不明です。アメリカでは多くの政治的・文化的指導者が暗殺されてきました。中でも有名なのは、奴隷制廃止を実現したリンカーン大統領と、人種の平等を訴えたマルティン・ルーサー・キング牧師、そして人種平等の政策を進めたケネディ大統領でしょう。しかし、彼らが残した言葉は長い時を経て受け継がれています。スライドでは、そうした憲法史上重要な役割を果たして倒れた人々を見ていただきます。しかしもっと重要なのは、名もない大勢の人々が、声をあげたり権利を行使したために命を失ってきたということです。

平和も、一人ひとりのライフスタイルの自由も、その権利を必要とする人々が声を上げることで、少しずつ、実現へと近づいてきました。古くから歌い継がれてきた民衆の歌には、そうした「声」が見え隠れしているものがたくさんあります。私たちが同時代のポピュラー・ソングとして歌っているものの中からも、そのような意味を担う歌が生まれる可能性はあります。

夢の話

作詞・作曲 志田陽子

（歌詞は省略します）

憲法の話：憲法は世代を超えて引き継がれることに意味がある。

憲法の重要原則は、日本の歴史と、世界の歴史の中で、時間をかけて確認され、憲法という文書に盛り込まれてきました。だから憲法は、その憲法自身の歴史がわかる形で書かれている必要があります。それはとくに、将来の世代のために必要です。憲法には、そこに書かれている仕組みや人権がなかったために苦しんだ人々や、それを獲得するために人生を捧げた人々の声が詰まっています。そんな角度から、憲法の価値をとらえなおすことができれば、と思います。

一つのニュース：国連に核兵器廃絶を求める署名を届けている高校生平和大使が、スイス・ジュネーブの軍縮会議で行ってきたスピーチを、今年には行わないことがわかった。日本政府代表部は本会議での高校生の演説について、「問題視する国があった」と見送った理由を説明した。代わりに在ジュネーブ日本政府代表部で前日21日夕に開かれた軍縮大使主催のレセプションで、外交官や国際機関職員らに対して発言する機会を与えられた。広島大学付属高校2年の小林美晴さん（16）は、「核なき世界のために、被爆者の声を世界の人々に伝えていきます」と英語で演説すると、大きな拍手が起きた。（朝日新聞 2017年8月23日記事）

次の世代の人々の夢を大人の政治的都合で塞いではいけないはず。とくに教育の現場はそう

す。そのためには、私たち自身も、精神的に自由であることが必要ですね。

憲法の基本の話③立憲主義とは？

立憲主義 憲法の支えを失った国家は航路を見失った船のようなものです。歴史の知恵を詰め込んだ憲法は、ときに脱線・暴走するエネルギーをもった《国家》を軌道に戻す《女房役》を果たします。憲法に基づく国政のことを、「立憲主義」と言います。これには2本の柱があります。

A 統治のルール：国の政策（法律）を決めていくときに、独善・独裁に陥らないように民主的に決めるためのさまざまなルール（とくに三権分立）。

B 人権保障：国家の仕事は、人権を守ることです。上のAのルールを守って決めたことであっても、日本国内に暮らす人の人権を奪う決定はできません。

国家と憲法の関係は、何度も困難を一緒にくぐり抜けてきたカップルのようなものです。70年前、日本国民がこの新しい憲法を歓迎したときの「初心」を、想像してみたいと思います。

「立憲主義」は国家活動を拘束するルールです。こうやってしまうと、窮屈なもののように思われるかもしれませんが。しかし私たちは、大切な相手であればあるほど、さまざまな《知恵》によって拘束しあうことを、日々、普通に受け入れているとは思いませんか。出かけるときは鍵を閉める、遅くなるときや外泊するときは一言家族に知らせる、沸騰しているヤカンに素手で触ったりしない、自分の子どもの部屋であっても成長してきたらノックをしてから入る、親でも机の引き出しの中を勝手に調べたりしない、親が子どもの進路や職業や結婚相手を勝手に決めて理想の人生を押し付けたりしない。そんな拘束は、普通に共有しているのではないのでしょうか。それを忘れかけている人がいたとき、「共存のためのルールを思い出して」と呼びかけることは必要なことで、「憲法」はそれをまとめた「ルール集」なのです。

Now I' m Here

作詞・作曲 志田陽子

（歌詞は省略）

※このプログラムは、武蔵野美術大学教育改革助成 2017 年度「美術教育の一環としての法学・社会倫理教育の改善」の活動として行いました。既成の楽曲を実演することについて著作権法を遵守するために、会場を JASRAC と包括契約済みのライブハウスとしました。